

2016年4月1日  
(様式 VP-2)

## 2016年度 法政大学 外国人客員教員 A 給与・控除等説明書

客員教員Aの給与・控除等の諸条件は次の通りです。

### 1. 雇用契約期間

- A 4月1日～7月31日 又は、9月1日～翌年1月31日
- B 4月1日(9月1日)～翌年3月31日(8月31日) (通算3年を限度に毎年審査の上更新可能)
- C 4月1日(9月1日)～3年後の3月31日(8月31日)

### 2. 給与

(1) 本俸 客員教授 55万円 客員准教授 45万円 客員講師 35万円

(2) 支給期間 上記A: 4ヶ月又は5ヶ月 上記B: 12ヶ月 上記C: 36ヶ月

(3) 給与支給日 毎月25日(25日が休日や土曜日の場合は前に繰り上げます)

#### (4) その他

- \* 責任授業回数(4回)を超えて授業を担当した場合は超過分を支給します。  
(1コマ当たり月額 教授 8400円、准教授 8000円、講師 7600円)
- \* 手当支給の対象になる業務に従事した場合は大学の規定に基づいた手当が支給されます。
- \* 契約期間に応じた通勤定期代が支給されます。
- \* 上記1-B、Cの契約期間の方には就任後6ヶ月経過後の7月または12月に研究補助費として本俸の1カ月分が支給されます。(2年目以降は7月と12月にそれぞれ1ヶ月分)。

### 3. 控除

#### (1) 所得税

日本と租税に関する条約を締結している国の方で、届出書を提出し、税務署に受理された場合は数年間(国により異なります)、所得税が免除されます。米・英など一部の国では、本国で取得した居住者証明書が必要です。

こうした条約を結んでいない国の方や条約の適用が外れた方は次のように課税されます。

居住予定1年未満…… 20.42%

居住予定1年以上、または居住予定が1年未満だが主たる住居を日本にする場合  
……日本人と同様の課税

#### (2) 地方税

租税条約による所得税の免税期間を超えた場合や、条約を結んでいない国の方は課税されます。

課税方法は、市町村により異なり、前年課税金額に応じて6月から徴収することとなります。

#### (3) 厚生年金保険料

契約期間が2ヶ月を超える人は、日本国の法律により加入が義務づけられています。毎月控除される額は、以下のとおりとなります。

##### a. 各月

##### (a) 2016年4月保険料－8月保険料

標準報酬月額(給与の額をいくつかの等級に区分した仮の報酬)×89.14/1000

##### (b) 2016年9月保険料－2017年3月保険料

標準報酬月額(給与の額をいくつかの等級に区分した仮の報酬)×90.91/1000

##### b. 賞与

##### (a) 夏期賞与

賞与額(1000円未満切り捨て)×89.14/1000

##### (b) 冬期賞与

賞与額(1000円未満切り捨て)×90.91/1000

短期滞在者の場合でも、6ヶ月以上の加入期間があり年金受給期間を満たしていない場合には、一部の例外を除き年金脱退一時金が支給されます。

この脱退一時金受給にあたっては、本国に帰国前に必要な手続きを行い、本国から申請するこ

とになります。詳細については、人事部人事課福祉担当にて確認してください。尚、法政大学に在職する前や法政大学を退職した後、他の国内企業に在職する場合には、その資格が継続します。

#### (4) 健康保険料

- 厚生年金と同様、契約期間が2ヶ月を超える人は加入が義務付けられています。保険料の額は以下のとおりです。
  - a. 各月  
標準報酬月額×28.12/1000
  - b. 賞与  
各期の賞与額（1,000円未満切り捨て）×28.12/1000
- 一定の要件を満たす場合には、家族を被扶養者として加入させることができます。
- 健康保険に加入すると「健康保険被保険者証」が発行されます。病気やけがをして保険診療を受ける際これを医療機関の窓口で提示することで、本人・被扶養家族ともに一般的には30%の自己負担で治療を受けることができます。
- 契約旅館の利用、スポーツ補助、旅館補助等の制度もあります。

※ 詳細については、法政大学健康保険組合までお問い合わせください。

以下のホームページでもご覧いただけます。

URL：<http://www.hoseikenpo.or.jp/>

ユーザーID：hosei

パスワード：kenpo

※ なお、契約が終了した場合は「健康保険被保険者証」を必ず返却するようお願いいたします。

#### (5) 介護保険料

- 健康保険の加入者で、40歳以上65歳未満の人に納付が義務付けられています。  
(本人が納付対象外の年齢でも、40歳以上65歳未満の人を扶養する場合は徴収対象者となります)  
保険料の額は以下のとおりです。
  - a. 各月  
標準報酬月額×2.736/1000
  - b. 賞与  
各期の賞与額（1,000円未満切り捨て）×2.736/1000

#### (6) 雇用保険料

- 65歳未満の人に納付が義務付けられています。  
保険料の額は以下のとおりです。
  - a. 各月  
支給総額×4/1000（予定）
  - b. 賞与  
支給総額×4/1000（予定）

\* 上記(1)(2)(3)(4)(5)(6)に該当する項目の金額は、各々該当するものについて、あらかじめ、月々の給与および各期の賞与から天引き方式によって徴収されます。

\* 各控除率は2016年4月1日時点での値です。今後変更される可能性があります。

\* 社会保障協定については、日本年金機構のウェブページで詳細をご確認ください。

URL：<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5068>

問い合わせ先：グローバル教育センター事務局国際支援課

Tel: 03-3264-9547 Fax: 03-3264-4624 Email: [hif@hosei.ac.jp](mailto:hif@hosei.ac.jp)

人事部人事課 Tel: 03-3264-9338 Email: [jinjika@hosei.ac.jp](mailto:jinjika@hosei.ac.jp)

健康保険組合 Tel: 03-3264-9595 Email: [kenpo@hosei.ac.jp](mailto:kenpo@hosei.ac.jp)